

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和5年5月10日（水）17：00～18：00

場 所：日本薬剤師会第1会議室

出席者：山本会長。安部副会長。

内容・提出資料：

1. 医科・歯科・調剤分野における物価・賃金高騰対策に関する三師会合同声明について（令和5年5月10日：三師会合同記者会見）
2. 国際薬剤師・薬学連合（FIP）Jordan 会長およびMcKinnon BPS 座長の来会について（←資料は無し）
3. 第31回日本医学会総会2023東京に関する報告について（4/20～4/23）
 - 4-1. 日本薬剤師会「新型コロナウイルス感染症対策本部」の解散について（令和5年5月1日 日薬発第37号）
 - 4-2. 「新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン」及び「みんなで安心マーク」の廃止について（令和5年5月1日 日薬業発第42号）
 - 4-3. 令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症治療薬の保険調剤について（公費支援措置の対象となる保険処方箋の取り扱い）【情報提供】（令和5年5月1日 日薬業発第40号）
 - 4-4. 新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その37）
 - － 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（令和5年5月1日 日薬業発第41号）
 - 4-5. 薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について（その7）（令和5年5月9日 日薬業発第44号）
5. 令和5年度第1回都道府県会長協議会の開催について（令和5年4月19日 日薬発第22号）（←資料は無し）

1. 医科・歯科・調剤分野における物価・賃金高騰対策に関する三師会合同声明について

山本会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本日15時から三師会合同の記者会見を日医会館で開催した。世界中で新型コロナのパンデミックが広がり、物価高騰の状況が続く中、経済状況が急速に落ち込む中、総理から賃上げ要請がなされたことから、来年度の報酬改定に向けてしっかりサポートをしていただきたいということについて、三師会の合同声明として発表した。電気代や必要物資などの値上がりに加え、後発品に端を発した医薬品の供給問題、毎年の薬価改定による薬剤費の減少等もあり、公定価格で運営している薬局としては賃金・物価高騰の影響は甚大であり経営的にも非常に危機的な状況にある。まさに時宜を得た声明、内容となったということを発言した。

2. 国際薬剤師・薬学連合（FIP）Jordan 会長およびMcKinnon BPS 座長の来会について

山本会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

Dominique Jordan 国際薬剤師・薬学連合（FIP）会長、Ross McKinnon FIP 薬科学部門座長が4月17日に来会された。「ONE FIP」を掲げ、各国を訪問される中での来日であった。山本と森副会長とで対応し、FIPと本会の連携強化、FIPの諸活動に関する情報の活用、日本の諸

課題、地域包括ケアシステム及び薬剤師の役割、薬学教育制度等について意見交換を行い、日薬としてどういった協力ができるかという点で意見交換を行った。

3. 第31回日本医学会総会 2023 東京に関する報告について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

第31回日本医学会総会の学術集会在、「ビッグデータが拓く未来の医学と医療～豊かな人生100年時代を求めて～」をメインテーマに、4月21日（金）から23日（日）まで東京国際フォーラムで開催された。

学術集会上では「超高齢社会における薬局薬剤師の役割～地域医療計画と地域医薬品提供計画（仮称）を踏まえて」と題し山本会長の講演が行われた。また日本病院薬剤師会との合同企画シンポジウム「薬剤師の連携による地域医療への貢献と医療DXへの対応」では、山本会長が座長を務め、渡邊副会長、村杉理事が講演を行った。

学術集会上に先立ち開催された一般向けの市民展示に、本会として「薬剤師のおしごと体験」を出展、お菓子をくすりに見立て、分包機を用いた調剤体験を実施した。小学生を中心に4日間で651人にご参加いただいた。また、千葉県薬剤師会、八千代市薬剤師会の協力を得てモバイルファーマシーの展示を行い、その活動等について説明した。4日間の来場者は535人。その他、ミニセミナーでは本会の小林理事よりセルフメディケーションに役立つ、薬の正しい使い方について講演を行った。

4-1. 日本薬剤師会「新型コロナウイルス感染症対策本部」の解散について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5月8日より2類相当から5類に変更となったことを受け、本会は5月7日をもって「新型コロナウイルス感染症対策本部」を解散した。政府は今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等、科学的な前提が異なる状況になった場合は、ただちに対応を見直し、改正感染症法等に基づく必要な準備を進める。本会の対策本部は解散するが、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き必要な対応を行っていく所存である。

4-2. 「新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン」及び「みんなで安心マーク」の廃止について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では薬局向けガイドラインを作成、本会ホームページで公表するとともに患者が安心して来局できるよう感染防止対策を徹底している薬局に対して「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施薬局 みんなで安心マーク」を発行し、発行薬局一覧を本会ホームページで公表してきた。感染症法上の位置付けが5類に変更されることに伴い、政府の基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止されることとなり、以降は各団体で自主的な感染対策の取組みが行われることとなる。本会の対応としては、5月8日付でガイドラインを廃止するとともに、安心マークの発行停止及び発行薬局一覧の掲載を中止することとした。本会ホームページのガイドライン掲載及び安心マークの発行ページについては順次停止していく予定である。一方で、薬局における感染症対策は引き続き必要とされる状況であることに鑑み、今後の感染対策については改めて検討する予定。

4-3. 令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症治療薬の保険調剤について (公費支援措置の対象となる保険処方箋の取り扱い)【情報提供】

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

感染症法上の位置付けが5類に変更されることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症治療薬（保険薬局においてはラゲブリオカプセル、パキロビッドパック、ゾコーバ錠が対象。在宅患者の場合はベクルリー点滴静注用もあり得る）が投与された場合には、同9月末までの間、薬剤費の全額を公費支援の対象とする措置が講じられ、当該薬剤料に係る患者負担は生じない。しかし、保険医療機関において当該治療薬の処方箋交付を行う場合、医療機関側では公費支援措置の対象となる診療報酬点数項目がないことから、必ずしも保険処方箋の「公費負担者番号」欄等に該当番号（28）が記載されるわけではない。保険薬局において当該治療薬の投与に係る処方箋を受け付けた場合は、該当公費負担者番号等の記載の有無に関わらず、今般の公費支援措置の対象患者として取り扱い、一部負担金の計算やレセプト請求において誤りが生じないように対応が必要である。本件については都道府県薬剤師会を通じ、会員に周知したところである。

4-4. 新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その37）

－ 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について－

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

文部科学省より「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」及び「学校保健安全法施行規則の一部改正について」が、各都道府県及び各指定都市の教育委員会等に通知された。

前者では「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定内容および留意事項等が案内されており、学校における感染症対策について、5類感染症への移行後においても適切な換気の確保等の対策が引き続き重要とする一方で、平時の考え方感染症流行時における活動場面に応じた措置等が示された。また、後者は、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が5月8日から施行されることを案内するもので、新型コロナウイルス感染症の位置づけ及び出席停止期間の基準の設定に関する改正の概要、留意事項等が示された。文部科学省より学校薬剤師に係る内容として、学校の保健管理体制の構築、換気について指導助言に配慮をお願いしたいことが求められている。本件については都道府県薬剤師会を通じ、学校薬剤師の会員に周知したところである。

4-5. 薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について（その7）

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

文部科学省及び厚生労働省の連名で「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」と題する事務連絡が、全大学、都道府県教育委員会等関係団体宛に発出された。

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、修学等で不利益が生じることがないように、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設の運営等については、これまでも両省の連名で事務連絡にて依頼がなされていた。今般の事務連絡は、感染症法上の位置付けが5類に変更されることから、改めて実習施設における感染状況を踏まえながら、コロナ禍の実習に関して従来同様の対応を依頼するものであり、また、ワクチン接種やPCR検査等が実習受入の必須要件とされないよう、関係者の理解と協力が得られるよう改めて依頼されたもの。本件については都道府県薬剤師

会を通じ、会員に周知したところである。

5. 令和5年度第1回都道府県会長協議会の開催について

安部副会長より、5月24日（水）13時30分より、都道府県会長協議会が開催される旨、案内された。

主な質疑応答は以下の通り。

〈訪問看護ステーションへの薬剤配置、遠隔倉庫の設置等の規制改革要望〉

まず、山本会長より次のように述べられた。

訪看STに配置可能な医薬品の対象拡大については一貫して断固反対である。規制改革会議で問題事例とされる件は、在宅対応の指示を受けていない薬局に関する指摘である可能性が高く、事実誤認や誤解に基づく指摘によるものと思われる。本会が在宅業務に取り組む薬局を対象に聞き取りを行ったところ、指摘される問題事例は生じていなかった。在宅患者へ適切に医療を提供するためには、チーム医療での取り組みが不可欠。処方医から在宅薬剤管理の指示を受けた薬局・薬剤師が、チームの一員として適切な連携関係の中で対応することが最も有効で確実な解決策である。

規制改革会議のワーキンググループで専門委員から提案された薬局の遠隔倉庫案についても、調剤室ではない場所で薬剤師でない者が調剤のようなことをするのは、法的な面からも患者の医療安全確保という点で重大な問題がある。できないことを規制改革の名の下にできるようにするのは乱暴である。専門家を置かずに、薬だけ置けばいいということではない。

記者：各都道府県が第8次医療計画策定、体制整備に向けて動く状況の中、国民には医薬品を提供される権利があるにも関わらず、薬剤師会が何もやっていないという声もあるが、薬剤師会としてはどうお考えか。

山本会長：本会としてはやっているという主張になる。まさに患者の権利のもと、地域医薬品提供体制を作っているという状況。

安部副会長：医薬品があるからといって、専門家を介さずすぐに患者に提供できるわけではない。医療用医薬品に関しては、医師が診断・処方、薬剤師が調剤することにより、患者は安全に薬を使う権利を享受できる。

（後発品企業再編）

記者：ドラッグラグ、後発品の供給不安の解消に向けて、後発品の少量・多品目製造が問題視される中、厚生労働省の有識者検討会が後発品の企業再編を指摘している件についてはいかがお考えか。

山本会長：企業の自主性で行うのが本来である。後発品使用促進は政府が進めてきた政策だが、大型品の特許切れに伴って多くの後発品が上市される状況は正しいとは思えない。メーカーが同じようなものを沢山つくるのは問題であるし、ある程度の再編は必要である。

次回の定例記者会見は、令和5年5月24日（水）、都道府県会長協議会の終了後16：30～を予定。

以上